

令和4年8月3日からの大雨に伴う 被災者住宅応急修理制度について

この制度は、令和4年8月3日からの大雨による災害により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な部分の応急的な修理について、町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払う制度です。

町へ申請する前に工事業者へ修理の代金を支払ってしまうと、支援が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

詳しくは下記相談窓口にお問い合わせください。

○対象者

以下の要件を満たす方

住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること

- ※ 被害の程度は町が発行するり災証明書をご確認ください。
- ※ 全壊であっても、修理することで居住することが可能となる場合には、制度の対象となる場合があります。

○応急修理の範囲

外壁、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分。

○限度額

被害の程度が大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 上限 655,000 円

被害の程度が準半壊の場合 上限 318,000 円

- ※ 限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。

○完了期限

令和4年8月9日から12ヶ月以内

○申込時に必要な書類

- 住宅の応急修理申込書
- り災証明書の写し
- 修理見積書
- 資力に関する申出書
- 修理前の被害状況が分かる写真

○相談窓口（お問い合わせ先）

外ヶ浜町役場2階 総務課防災係 TEL 0174-31-1111 FAX 0174-31-1215

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

